

諮問委員会規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(議事録)</p> <p>第12条 市場運営委員会の議事については、<u>議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録</u> <u>(電磁的記録を含む。)</u>を作成し保管する。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第12条 市場運営委員会の議事については、議事録を作成し、<u>これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、委員長が記名押印しなければならない。</u></p>
<p>付 則</p> <p>この改正規定は、令和8年1月1日から施行する。</p>	